

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成30年12月3日(月) 午前9時26分～午前10時37分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健司	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦 実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知 明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂 幹幸	34	久保壽男	35		36	往見康範
37	菊地久美子	38		39	請田竹男		
④	欠席委員	35	浅野誠司	38	有友章治		
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	吉岡事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)	
		都築専門員(農政)		土居書記(農地)			
⑦	農 林 水 産 課	山岡課長		三好課長補佐		松田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第78号 非農地証明について					
		議案第79号 農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長）	只今から平成30年第12回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、35番 浅野誠司委員、38番 有友章治委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、39番 請田竹男委員と、1番 池田幸二委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議長（会長）	<p>まず、<b>議案第76号『農地法第3条の規定による許可申請について』</b>を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、五郎の土地、田1筆・971㎡、畑12筆・計6,137.76㎡は贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き水稻及び野菜の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人及び父が年間を通して従事します。</p> <p>2番、菅田町宇津の土地、畑3筆・計1,455㎡は売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、家庭菜園を中心とした野菜等の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>3番、菅田町大竹の土地ですが、11月28日付けで申請人より『取下願』が提出され、取下げとなりました。</p> <p>4番、森山の土地、畑5筆・計421㎡、樹園地6筆・計2,081㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き野菜及び果樹の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>5番、多田の土地、畑1筆・261㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人夫婦及び母が年間を通して従事します。</p> <p>6番、豊茂の土地、畑3筆・計1,918㎡は贈与による所有権の移転です。</p>

	<p>現在は畑ですが、所有権移転後は果樹の栽培を行います。 農業は、譲受人及び子が年間を通して従事します。 7番、肱川町大谷の土地、田5筆・計3,808㎡は売買による所有権の移転です。 所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。 農業は、譲受人夫婦及び母が年間を通して従事します。 以上、1件の取下案件を除く6件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。</p>
4番	<p>失礼いたします。 1番案件について、ご説明します。議案説明資料1ページをご覧ください。 1番案件は親子間における贈与による所有権の移転です。 申請地は、肱北公民館五郎分館の周辺にある農地11筆と五郎赤橋の付近にある畑2筆の合計13筆になります。現在も良好に管理されています。 譲受人は、お父さんと一緒に農業に従事しており、今後の管理についても問題はないと思われます。 調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことをご報告します。 説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続いて、2番。</p>
11番	<p>失礼いたします。 2番案件について、ご説明いたします。議案書説明資料2ページをご覧ください。 売買による所有権移転になります。 申請地は、第3回定例総会に議案提出されました『空き家バンクに登録された物件と付属する農地』として購入するものです。 場所としては、菅田公民館宇津分館の東南約200mに位置しております。 今年7月の水害により被害を受けましたが、本宅を解体し、隣接するもう一棟をリフォームして居住する予定になっています。 譲受人は初めて農業に従事することになりますが、宅地に隣接している畑であり、家庭菜園として利用したいとの希望でもあるので、問題はないと思われます。 その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第2号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はなく、また第1号関係の「農機具の状況」、「農作業従事者の状況」につきましては、新規営農計画書を確認し、今後の耕作状況を確認していきたいと思ひます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続いて、4番。</p>

15番

失礼いたします。

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

当案件は、先月の第11回定例総会において追加指定された「空き家に付属した農地」になります。

申請地は、大川公民館の西に約1.1km入った、山あいにある一軒家の周囲にある畑と樹園地で、計11筆になりますが現在も良好な状態で管理されています。

譲受人は年間を通して農業に従事するとの「新規営農計画書」も提出されており、これからの耕作管理に関する問題はないと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はなく、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

はい。続いて、5番。

21番

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページを併せてご覧ください。

売買による所有権移転になります。

申請地は、三善公民館の南西約1.2kmにある畑になりますが、現在も良好に管理されています。

譲受人の自宅付近にあり、管理しやすいことから、今回の申請に至っております。

譲受人は、勤務先を退職され、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

続いて、6番。

30番

6番案件について、11月20日に事務局職員とともに現地調査を行いましたので、そのご報告をいたします。議案説明資料6ページを併せてご覧ください。

親族間の贈与による所有権移転になります。

申請地は、豊茂公民館の南西約1.7kmにある畑3筆であり、現在は草刈り等による管理耕作の状況ですが、所有権移転後は果樹を植栽する予定になっています。譲受人の自宅に近く管理しやすいことから、今回の申請に至っております。

譲受人は、子どもとともに年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係ま

	<p>での規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで果樹を栽培する予定であることから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>はい。それでは続いて、7番。</p>
3 4 番	<p>7番案件について、ご説明いたします。議案説明資料7ページを併せてご覧ください。</p> <p>売買による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、大谷自治センターの南約650mにある田5筆になりますが、現在も良好に耕作されています。</p> <p>5筆に分かれておりますが、一か所にまとまった農地であり、耕作しやすいことから売買の話がまとまったとのこと。</p> <p>譲受人は、妻と母と一緒に農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第77号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第77号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書3、4ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の8ページから49ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、田口の土地、2筆、59㎡の案件は、現在借家住まいをしているが、何かと不便なことから、宅地・建物を購入し隣接の申請地に物置を設置するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p>

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

2番、市木の土地、466㎡の案件は、現在、両親、祖父と同居しているが、独立することから新たに自己住宅を建築するため、申請地を祖父より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

3番、徳森の土地、2.37㎡の案件は、平成30年4月3日付で転用許可を受け自己住宅を建築したが、施工業者が当初予定していた敷地境界を越えて造成したことから、敷地増加の修正を行うため、申請地を祖父より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、本案件は、先月計画変更でご審議いただいたものでございます。

4番、北只の土地、2筆、12.05㎡の案件は、平成13年に住宅を建築したが北側が手狭で不便なことから、通路として利用するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件は写真のとおり、すでに通路として利用されていることから始末書が提出されております。

5番、菅田町菅田の土地、138㎡の案件は、平成30年7月豪雨により住宅が被災し、現在、借家住まいをしていることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

6番、菅田町菅田の土地、5筆、597㎡の案件は、借家住まいをしていたが平成30年7月豪雨により被災し、また子供が成長し手狭であることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を父からの贈与により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

7番、成能の土地、6筆、3,089㎡の案件は、製材所を営んでいるが、県道鳥首五十崎線の付け替えによる事務所・工場の立ち退き及び加工事業が受注増となり手狭となっていることから、新たに事務所兼簡易郵便局・工場を建築するとともに原木置場等を拡張するため、申請地

を当社役員から賃貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお本件の一部は、昨年第11回定例総会にて農業振興地域からの除外案件として、ご審議いただいたものでございます。また、すでに製材所等として利用されていることから、始末書が提出されております。

8番、成能の土地、2筆、2,128㎡の案件は、製材所の役員をしているが、原木置場が手狭で、かつ毎年隣接河川の増水で被害を受けることから、新たに原木置場等を拡張し会社に賃貸するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

9番、新谷の土地、92㎡の案件は、現在、賃貸住宅に居住しているが、結婚したことから、新たに自己住宅を建築するため、宅地に隣接する申請地を売買により父と共有にて取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、9件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。

申請地は、10ページの位置図のとおり、平坂集会所の西約150mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、11ページの地番地目図のとおり周辺に農地はありませんので、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

5番

失礼します。

引き続き2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の12ページから15ページを参考にしてください。

申請地は、14ページ・15ページの位置図のとおり、消防団肱北分団第5部詰所の南西約50mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金と金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり北側・東側に農地がありますが、譲渡人の所有地であり、また南側の農地は申請地より高い位置にありますので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

はい。続いて、3番。

6番

失礼しま

す。それでは3番案件の調査結果をご報告いたしま

す。議案説明資料の16ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、18ページの位置図のとおり、徳森保育所の北約50mに存する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、議案書及び議案説明資料の摘要欄に記載のとおり施工業者が誤って敷地境界を越えて造成したこと

から、敷地増加の修正を行うため申請されたものであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり東側などに農地がありますが、譲渡人の所有地であり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、すでに擁壁が施行されていることから始末書を提出し、反省もしているよう

議長（会長）

はい、続いて4番。

9番

失礼いたしま

す。それでは4番案件の調査結果をご報告いたしま

す。議案説明資料の20ページから24ページを参考にしてください。

申請地は、23ページ・24ページの位置図のとおり、高速道路大洲北只インターチェンジの出入口から西南西約220mに位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、すでに工事等は完了しており違反転用状態であることから始末書が提出されていま

議長（会長）

11番

すので、逆に転用は確実に実施されているものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、23ページの地番地目図のとおり北側と東側に農地がありますが、北側の農地は譲渡人の所有地で先月転用が申請されたものであり、また東側の田も同意が得られているとのことですので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、すでに工事は完了されていることから始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

はい。続いて5番、6番。

失礼します。

それでは5番、6番案件の調査結果をご報告いたします。

まず5番案件につきましては、議案説明資料の25ページから29ページを参考にしてください。

申請地は、26・27ページの位置図のとおり、朝日集会所の北東約180mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、28ページの地番地目図のとおり周辺に農地はありませんので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。続きまして、6番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の30ページから34ページを参考にしてください。

申請地は、31ページ・32ページの位置図のとおり、西集会所の北東から西に隣接する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、33ページの地番地目図のとおり周辺には農地がありますが、大半が譲渡人の所有地であり、東側の畑も同意が得られているとのことですので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。この2件の案件のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

15番

続いて7番、8番。

それでは7番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の35ページから39ページを参考にしてください。

申請地は、36・37ページの位置図のとおり、成能簡易郵便局の周辺に位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、すでに転用は完了しており違反転用であることから始末書が提出されておりますので、転用は確実なものと言えます。

なお本案件の一部は、昨年第11回定例総会にて農振からの除外案件として、ご審議いただいたものであり、その時と状況は変わっておりません。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、38ページの地番地目図のとおり北側に農地がありますが、次の8番案件として転用申請がなされておりますので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、すでに事務所や工場などに利用されていることから始末書が提出され、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えま

引き続き8番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の40ページから44ページを参考にしてください。

申請地は、41・42ページの位置図のとおり、成能簡易郵便局の東約40mで、先ほどの7番案件の北側に隣接する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、43ページの地番地目図のとおり北側に農地がありますが、同意が得られているとのことですので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願

議長（会長）

はい。では続いて、9番。

19番

失礼いたします。

それでは9番案件の調査結果をご報告いたします。

当案件は、賃貸住宅に居住しているが、新たに自己住宅を建築するため申請地を売買により取得するものです。

議案説明資料の45ページから49ページを参考にしてください。

申請地は、46・47ページの位置図のとおり、大洲福社会館の西約70mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、48ページの地番地目図のとおり西側に農地がありますが、高低差があり、かつ道路を挟んでいることから、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長） 只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

39番 はい、どうぞ。

39番 失礼いたします。  
只今の案件の中で、4番と6番につきましてお伺いします。  
4番の北只の土地、6番の菅田の土地の転用関係であります。事務局の説明と、調査されました委員さんの説明、いずれも自動車専用道路が近くにあるということで第3種農地と判断したということでございませんか、第2種農地ではないのかと思ひますが、いかがでございませんか。

事務局（次長） 議案説明資料の32ページをお開きいただくと、この右端から2、30mの位置に大洲道路からの出入口がございませんか。その出入口から申請農地を測りますと、約220mの場所にございませんか。この議案説明資料の立地基準の「許可基準に定める農地区分該当事項」に、「運用通知 第2の1の（1）のエの（ア）のaの（b）」とありますが、これは例えば自動車専用道路、列車の駅、県や市の庁舎や支所から300m以内については第3種農地にする、と定められたものであり、距離を測ると今回は300m以内の存する農地ということで、第3種農地となるわけでございませんか。

39番 4番案件も同じ状況でございませんか。

事務局（次長） 4番案件も同様に、自動車専用道路から300m以内に存してございませんか。

39番 分かりました。そうしましたら、資料が第2種農地となっておりますので、報告書が誤っておるかと思ひます。

事務局（次長） 失礼いたしました、議案資料の立地基準「ロ（2）」に丸をつけてありますが、「ロ（1）」が正しいので訂正をお願いいたします。

議長（会長） よろしいでございませんか。他にございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する

事務局（次長）

ことに決定いたしました。

次に、議案第78号「非農地証明について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

失礼いたします。

議案第78号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の50ページから57ページまでを併せてご覧ください。

1番、多田の土地、4筆、1,371㎡の案件は、自然潰廢（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、現況原野の申請地は、肱川沿線に立地し洪水のたび土砂が流入することから、平成元年頃より管理を諦め耕作放棄したため、自然潰廢し復旧が著しく困難となったとのことであり、また現況山林の申請地は、亡父から贈与を受けた昭和60年以降耕作放棄し、周辺と共に竹林と化し復旧が著しく困難となった。とのことでございます。

2番、大谷の土地、2筆、1,211㎡の案件は、自然潰廢（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難及び転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地（上段）は、昭和45年頃亡父が耕作管理を諦めクヌギを植林したため、現在は復旧が著しく困難となった。

また申請地（下段）は、亡祖父・亡父が昭和30年頃から耕作放棄したため、雑木が繁茂し復旧が著しく困難となったとのことでございます。

以上2件、6筆、2,582㎡でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

21番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の50ページから53ページを参考にしてください。

申請地は、51ページの位置図のように八多喜連絡所の南約750mと約800mに位置する農地です。

申請によりますと、「申請地（現況原野分）は、肱川沿線に立地し洪水のたび土砂が流入することから、平成元年頃より管理を諦め耕作放棄したため、また申請地（現況山林分）は、亡父から贈与を受けた昭和60年以降耕作放棄し、周辺と共に竹林と化し復旧が著しく困難となった」との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から写真のとおり状況ですので、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

34番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の54ページから57ページを参考にしてください。  
 申請地は、55・56ページの位置図のように旧大谷小学校の北約100mと北北西約450mに位置する農地です。  
 申請によりますと、「申請地上段は、昭和45年頃亡父が耕作管理を諦めクヌギを植林したため、また申請地下段は、亡祖父・亡父が昭和30年頃から耕作放棄したため、雑木等が繁茂し復旧が著しく困難となった」との申し出です。  
 申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、写真のとおり状況ですので農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。  
 よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。  
 ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長) 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長(会長) 特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長(会長) ご異議ないものと認め、この証明願の土地は非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。  
 次に**議案第79号『農用地利用集積計画の決定について』**を議題といたします。  
 本件につきましては、川本由紀美委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、川本委員の退席を求めます。  
 事務局の説明を求めます。

事務局(専門員兼農政係) 議案第79号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
 議案書の6ページをご覧ください。  
 1番、引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。  
 2番、引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。  
 3番から次頁の6番まで、新たに農地を借り受け、野菜苗を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。  
 7番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。  
 8ページです。  
 8番、引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。  
 9番、引き続き、飼料を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。  
 10番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

11番、新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

12番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

9ページです。

13番及び14番、新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

15番、新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。

16番及び17番、新たに農地を借り受け、果樹及び野菜を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

10ページです。

18番、引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

19番、引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。

20番、引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

21番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

11ページです。

22番、引き続き、飼料を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

23番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

24番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

12ページです。

25番、引き続き、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

26番、引き続き、果樹を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

27番及び28番、引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、28件・51筆、利用権設定総面積、57,101㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書14ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により東大洲の農地2筆を取得しようとするものです。

以上、所有権移転・件筆数、1件・2筆、1,485㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、川本委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。

